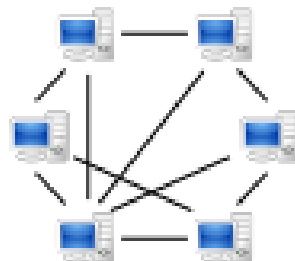


『最高裁 Winny開発者に無罪を言い渡す -Winny開発は著作権侵害の幫助にあたらず-』



P2P ネットワーク（出典：<http://en.wikipedia.org/wiki/Peer-to-peer>）

Napster や Grokster などの P2P ソフトは効率的なファイル共有を可能とするものであるが、他方で著作権を侵害する態様での使用が絶えず、P2P ソフトの提供者に対する著作権上の責任を求める訴訟が全世界で提起されている。Napster は仮差止命令を受けてサービスを中止し、その後破産した。Grokster も提訴され、同社はサービスを中止して和解することとなった。

Winny は日本で開発された P2P ソフトであり、他の P2P ソフトの例に漏れず、著作権を侵害する態様での使用が一部でなされていた。今回は、Winny の開発者が著作権法違反罪の幫助犯に当たるとして起訴された事案を紹介する。当所は被告人である Winny 開発者の弁護団の一員を務めた。

事案の概要

金子勇氏は Winny を開発し、ウェブサイト上で公開しインターネットを通じて不特定多数の者に提供していた。正犯者 2 名が Winny を利用して著作物であるゲームソフトや映画等の情報をインターネット上で公に自動送信しうる状態にし、著作権者の有する著作物の公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）を侵害する犯行を行ったことから、金子氏による Winny の提供行為が正犯者らの著作権法違反罪の幫助犯に当たるとして起訴された。

京都地裁は幫助犯の成立を認め、金子氏を罰金 150 万円に処した。大阪高裁は一転して無罪を言い渡した。最高裁は上告を棄却し、金子氏の無罪が確定した。

最高裁

最決平成 23 年 12 月 19 日は上告を棄却したが、職権で金子氏に幫助犯が成立しないことについて詳細な理由を述べた。その理由は以下のとおりである。

Winny は、適法な用途にも、著作権侵害という違法な用途にも利用できる価値中立ソフトであり、これを著作権侵害に利用するか、その他の用途に利用するかは、あくまで個々の利用者の判断に委ねられている。また、被告人がしたように、開発途上のソフトをインターネット上で公開、提供し、利用者の意見を聴取しながら当該ソフトの開発を進めるという方法は、ソフトの開発方法として特異なものではなく、合理的なものとして受け止められている。このようなソフトの開発行為に対

する過度の萎縮効果を生じさせないためにも、単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり、それを提供者において認識、認容していたというだけで、直ちに著作権侵害の幫助行為に当たると解すべきではない。かかるソフトの提供行為について、幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況とそのことについての提供者の認識、認容が必要であるというべきである。すなわち、(1)ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、(2)当該ソフトの性質、その客観的利用状況、提供方法などに照らし、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害(正犯行為)が行われたときに限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の幫助行為に当たると解するのが相当である。

本件においては、Winnyのネットワーク上を流通するファイルの4割程度が著作物で、かつ、著作権者の許諾が得られていないと推測されるものであることなどから、被告人による本件Winnyの公開、提供行為は、客観的に見て、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高い状況の下での公開、提供行為であったことは否定できない。

しかしながら、被告人は、Winnyを公開、提供するに当たり、ウェブサイト上に違法なファイルのやり取りをしないよう求める注意書を付記したり、開発スレッド上にもその旨の書き込みをしたりして、常時、利用者に対し、Winnyを著作権侵害のために利用することがないよう警告を発していたことなどから、いまだ、被告人において、本件Winnyを公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めることは困難である。

以上によれば、被告人は、著作権法違反罪の幫

助犯の故意を欠く。

海外の類似事例との比較

P2Pソフトの提供者に対する著作権上の責任を求める訴訟は、欧米では通常は民事訴訟であり、本件のように刑事訴訟になるケースは稀である。

オランダでは、2003年12月、オランダ最高裁が、P2Pファイル交換ソフト「KaZaA」を公に配布する行為が合法であるとの判決を下している。

アメリカでは、P2Pの事案ではないが、ナップスター事件、グロックスター事件に先立ち、ソニーのベータマックスビデオカセットレコーダ

(VCR)の販売が、消費者が番組を録画し著作権侵害行為を行うことに対する寄与侵害となるかが争われた事案がある(*Sony Corp. of Am. v. Universal City Studios, Inc.*, 464 U.S. 417 (1984))。連邦最高裁は、非侵害的な実質的用途に使用される能力があるかぎり、装置の製造者には責任は及ばないとした。

ナップスター事件(*A&M Records, Inc. v. Napster, Inc.*, 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001))では、ナップスター社の責任が認められたが、それはナップスターが中央管理型のP2Pであり、ユーザーの侵害行為を管理する能力を有していたという事情が大きい。これに対して、中央サーバを要せず、各利用者のクライアントPCが直接やり取りを行う構造となっていたグロックスターについては、著作権侵害を奨励する意図が証拠により証明されることが必要であるとされた(*Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v. Grokster, Ltd.*, 545 U.S. 913 (2005))。

Winnyの構造はグロックスターに類似している。グロックスター判決を前提にすれば、Winny開発者は、著作権侵害を奨励する意図がない限り民事責任すら負わないはずである。そうであるのに、京都地裁のように民事責任どころか刑事責任を負わせるとなれば、ソフトウェア開発に強い萎縮効果が働き、日本のソフトウェア開発は世界に立ち遅れることとなる。この点、最高裁がソフトの開発行為への萎縮効果等を懸念したうえで、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況とすることについての認識を必要としたのは、グローバ

ルスタンダードに合致するものとして合理的なものであるといえ、また、日本のソフトウェア開発の国際競争力が阻害されることを防止したものと評価できよう。

執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 木下 倫子

阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : abe@abe-law.com

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。